第3条 輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)の一部を次のように改正する。 別記様式1を次のように改める。

	左1 (形) 前動防疫		m		有 無) : 女 所) ¹ Habiri)	A和防機		<u>Ко.</u> 4 . Я	н
						(L)			
	e e Faste				(号) 接種! ので味品和!		Eの結束 (ド合格となり	9 8 1.2
					24				
35.5 10.1	λ 8 (胺癌)	en ki	ide:	穀泉					
海	(佐米)	の概	H						
	5 (度楽)		E 11条	×	XSCN	X1-2	×	м.н:	
	004	9.00	20	207	強の扱う	E .	经票量	+31%	er.
									\Box
									-
	有專(克) 創述材料 消毒品 消毒料 活來力	· 荷役/ B. 出 R.所		ñ#					
E3C	が一向に	上り河	# (H)	新 を実 3	色されたい。				
	鲜	.4	11						
				₩4	加比在官	氏	2		

別記様式2及び別記様式3中「⑩(注)」を削り、「⑩」を削り、(注)を削る。 別記様式4中「⑩(注)」を削り、(注)を削る。 別記様式5中「⑪」を削り、(注)1を削り、(注)2を(注)とする。 別記様式6 (イ)中⑩を削る。

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。